

(別添4)

## 介護支援専門員再研修実施要綱

### 1. 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図ることを目的とする。

### 2. 対象者

介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者とする。

また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者として行うことができる。

### 3. 実施方法等

#### (1) 実施に当たっての基本的な考え方

一定期間介護支援専門員の実務に就いていない者については、実務から離れて相当の時間が経過していることから、直近の介護保険制度等について理解するとともに、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆるケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を修得することとする。

#### (2) 研修課程等

介護支援専門員再研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の一により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、各課目ごとの目的、内容等については別添1「介護支援専門員実務研修実施要綱」の3の(2)「研修課程等」と同様であり、合計44時間以上とする。

### 4. 実施上の留意点等

本研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。ただし、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。